

令和6年度川崎市ホームレス巡回相談等事業者募集要項

1 事業概要

本事業は、次の4事業を実施する。

【巡回相談】川崎市内に起居するホームレスの生活場所に巡回相談員が赴き、生活・医療等に関する相談を行うとともに、ホームレスの生活状況や健康状況に応じて、ホームレス自立支援センターや生活保護制度、医療機関へつなぎ、ホームレスの自立支援を図る。

【全国調査】県の依頼を受け、目視により、ホームレスの居所区分（公園、河川、道路、駅舎等）、性別、野宿形態（小屋、ブルーテント、段ボール敷き等）ごとの人数をカウントする。

【越年対策】年末年始期間において、ホームレスに対し、宿所、食事等を提供することで緊急的な援護を行うとともに、これを機会に自立意欲の向上を図り、適切な自立支援施策につなげる。

【アフターケア】自立支援センターを退所した者が、再び野宿に戻ることを防止し、安定した地域生活を継続できるように、相談員が利用者の居宅を訪問し、生活相談や健康相談等を実施するとともに、市営住宅や民間アパートを活用した地域生活訓練を実施するものである。

2 公募に関する事項

(1) 公募概要

ア 業務委託名

令和6年度川崎市ホームレス巡回相談等事業

イ 業務委託内容

(ア) 巡回相談事業の実施

(イ) 全国調査の実施

(ウ) 越年対策事業の実施

(エ) アフターケア事業の実施

ウ 履行期限

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

エ 実施場所

川崎市内

オ 業務規模概算額（税込み）

巡回相談	24,937,000円
全国調査	221,000円
越年対策	4,228,000円
アフターケア	14,000,000円
合計	43,386,000円

※上記概算額を上限額とする

カ 契約方法

公募型プロポーザル方式による特命随意契約

(2) 公募スケジュール

1月22日(月)	公募告知・質問受付
1月30日(火)	質問締切
2月5日(月)	参加意向申出書締切
2月13日(火)	応募書類提出締切
2月16日(金)	受託予定者選定委員会開催
3月上旬	選考結果通知
4月1日(月)	契約予定日

(3) 提案資格

ア 本運營業務委託の事業者募集に応募することができる事業者は、以下の要件を全て満たすもの

(ア) 川崎市契約規則第2条規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(ウ) 当該契約年度の川崎市業務委託有資格者名簿において、当該契約に対応するとして定めた業種・種目に登録されている者。

(エ) 法人格を有する団体であること

(オ) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと

(カ) 川崎市の入札契約における暴力団排除措置要綱に定める規定に抵触する法人ではないこと

(キ) 本市または近隣他都市において、過去5年間に地方自治体からホームレスの相談事業の委託を受けた実績のある法人であること

イ 本運營業務委託の事業者募集の応募は共同企業体も応募できるものとする。なお、共同企業体で応募を行う場合には、上記ア(ア)～(カ)を満たす法人で構成し、代表者は上記ア(キ)を満たす法人で構成すること。

(4) 応募手続き

本事業の受託を希望する事業者は、次の応募書類を作成の上、参加意向申出書一式(ア～ウ)は正本各1部を、企画提案書等書類(エ～ク)については一式として綴り、正本1部、副本8部(複写可、A4版、横書き、左綴じ)を提出してください。締切は、「2(2)」に定めるとおりとします。

なお、参加意向申出書一式受領後に、提案資格の有無を確認し、2月9日(金)までに提案資格確認結果通知書を交付いたします。

ア 参加意向申出書(別紙1)

イ 申立書(別紙2)

ウ 誓約書（別紙3）

エ 企画提案書（自由形式）

※ 企画提案書は「3（2）」の順に沿った形で全て記載してください。

オ 概算見積書（自由形式）

越年対策事業においては、会場使用料は無料とし、空調設備運転業務委託料 40 万円（税抜き）を見込んでください。また、事業の利用者数は 45 人と見込み、食費は 45 人分、予備も含めて、日用品は 50 人分、寝具は 55 人分、入浴施設利用者は 45 人全員利用を想定し計上してください。

カ 定款または寄付行為等（自由形式）

キ 事業者の概要、およびパンフレット等（自由形式）

ク 役員名簿（自由形式）

提出方法は、参加意向申出書一式（ア～ウ）は、持参又は郵送又は電子メール、企画提案書等書類（エ～ク）は、持参又は郵送とします。

※ 郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法でお送りください。

※ 参加意向申出書等を電子メールで提出する場合は、代表者印のあるもののスキャンデータを送信し、送信後に担当部署に到達したことを確認してください。また、原本を企画提案書等の提出に併せて提出してください。

（5）留意事項

ア 応募者が次の事由に該当したときは失格とします。

（ア）応募書類に虚偽の記載がある場合

（イ）提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき

（ウ）審査の公平性に影響を与える行為があった場合

イ 応募書類について内容の変更、又は書類の追加はできません。ただし、疑義等があり、本市が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りではありません。

ウ 応募に要する費用は応募者の負担とします。

エ 提出された企画提案書は、受託予定者選考委員会後返却します。受託予定者に特定された場合は、契約時に必要となりますので、そのまま保管ください。

オ 参加意向申出書を提出した後に辞退する場合は、辞退届（別紙4）を提出してください。

カ 本事業の契約には契約書の作成を要します。

キ 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とします。

（6）質問の受付

ア 受付期間は、「2（2）」に定めるとおりとします。

イ 質問方法は、質問書（別紙5）に記入の上、「2（7）」に定める担当者に電子メールにて送付してください。また、送信後に電話で担当者に質問書が到達したことを確認してください。

※ 質問自体を電話やFAXで行うことはできません。また、受付期間外に個別に質問を行うことはできません。

ウ 回答は、法人名を伏せた上で、随時、市のホームページ「令和6年度 川崎市ホームレス巡回相談事業等委託に関する公募型プロポーザルを実施します。」で公開します。

(7) 提出場所・担当部署（関連情報照会窓口）

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地9階

川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室

TEL 044-200-2697

FAX 044-200-3929

E-mail 40hogo@city.kawasaki.jp

担当 加古・高田・島田

3 選考方法等について

(1) 選考方法

ア 提出された応募書類をもとに受託予定者選考委員会を行い、その選考委員の採点の最高得点業者を受託予定者として選定します。

イ 上記において同点の場合は、経費見積額が低い業者を受託予定者とします。

ウ 上記においてもなお決しない場合は、選考委員の審議により決定します。

エ 応募者が1業者のみの場合は、基準点を満たした場合、受託予定者とします。

オ 得点数は、選考委員5人の合計点で決定します。

カ 審査結果は書面にて通知します。

(2) 企画提案内容

次の企画内容を提案してください。

受託予定者は次の基準により評価します。

ア 巡回相談事業について【30点】

(ア) 現状認識、効果的・効率的な巡回相談の実施方法について

市内のホームレスやホームレスとなるおそれのある者の現状について認識を示すとともに、路上等で相談支援を行う際や、終夜営業店舗で起居する者等を支援に繋げるにあたっての視点、注意すること、工夫できる点や手法、関係機関との連携などについて具体的な事例を交えて示すこと。また、効率的な巡回を行うための手法を提案すること。

(イ) ホームレス生活が長期化している者及び新たにホームレスとなった者等への対応について

ホームレスの高齢化・野宿期間の長期化・野宿生活の固定化が課題となっているが、そういった者への支援にあたって必要な工夫・手法について、示すこと。特に、現在

策定している第 5 期ホームレス自立支援実施計画において、ピアサポートの取組みを検討していくため、実施に向けた有効な支援手法について提案すること。また、令和 4 年度からは「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」の改正に伴い、空き缶回収により収入を得ていたホームレスの影響が大きいと考えられることから、自立に向けた対応を示すこと。併せて、野宿生活の固定化等を予防するため、新たなホームレスの発見及びその対応方法について示すこと。

イ 越年対策事業について【20点】

(ア) 自立支援センター入所へのつなぎについて

自立支援センター入所につなげるために有効な手法を具体的に示すこと。

(イ) 越年対策事業の効果的な周知と利用案内および会場設営運営について

市内のホームレスにもれなく本事業を周知し、利用を促すための効果的な手法についてスケジュールを含めて示すこと。

また令和 6 年度は、会場の都合で事前受付が行えないことおよび例年よりも長期間での開催のため、受付後すぐに混乱なく利用できるよう会場設営および開催期間中に必要な人員が確保できることを示すこと。新型コロナウイルスをはじめとする各種感染症の予防に配慮した運営方法について示すこと。

ウ アフターケア事業について【20点】

(ア) 自立支援センター退所直後の支援について

環境の変化が大きいアパート生活の初期の段階（自立支援センター退所直後）において、想定される課題とそれに対する支援について示すこと。また、利用者が地域定着出来るよう具体的な手段を示すこと。

(イ) 自立支援センター等、支援機関との連携について

利用者の支援に際し、自立支援センター、福祉事務所、だいJOBセンター等の支援機関とどのような連携を行うか、上記の機関を含め想定出来る主な支援機関を複数上げ、具体的な連携内容を示すこと。

オ 本事業の運営体制について【10点】

(ア) 配置される職員の資格や経験について示すこと

(イ) 生活保護・自立支援室との連携体制について示すこと

カ その他【20点】

(ア) 法人概要、及びホームレスの相談・支援に係る事業の過去の実績（5年以内）を示すこと。

(イ) 安全管理について、危機管理体制、事故が生じた場合の対応手法、個人情報に関する管理手法、事案発生時の責任所在について示すこと

(ウ) 予算見積もりについて、巡回相談事業（非課税）、全国調査事業（10%の税込）、越年対策事業（10%の税込）、アフターケア事業（非課税）でそれぞれ作成し、また、併せて4事業の予算の合算金額を示すこと。

4 その他

(1) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令

和6年3月頃)を要します。

- (2) その他、本要項に定めのない事項については、川崎市と協議するものとします。
- (3) 委託契約書及び契約に係る仕様書については、業者選定後、別途定めます。